

「IPDCフォーラム」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「IPDCフォーラム」とする。

(目的)

第2条 このフォーラムは、インターネットプロトコル（IP）を共通基盤とした通信・放送融合サービスの実現を目指し、IPDCを取り巻く環境についての包括的な議論や実証実験の推進を図ることで、新たなビジネスやサービスの確立・発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 このフォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 IPDCにおける制度分野に関する調査及び検討
- 2 IPDCにおける新規サービスに関する調査、研究及び検討
- 3 IPDCの技術に関する調査、研究及び開発
- 4 前各号に附帯関連する一切の業務

第2章 会員

(種別)

第4条 会員は、正会員と特別会員によって構成される。ただし、幹事会が適切と認めた場合には、準会員をおくことができる。

(入会)

第5条 このフォーラムの目的に賛同し入会しようとする者は、フォーラム所定の様式による申込みをし、代表の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は、このフォーラムに年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は、正会員 18万円とする。
- 3 年会費の納入は年1回とし、請求書到着後に速やかに納入するものとする。
- 4 事業年度の途中にこのフォーラムに入会した会員は、入会后1ヶ月以内に年会費を納め

るものとする。

5 このフォーラムは、如何なる場合においても、受領した年会費を返還する義務を負わないものとする。

(会員の権利及び義務)

第7条 正会員及び特別会員は、会員総会においてそれぞれ一票の議決権を有し、その議決権を行使すること、各部会の活動に参加すること、及びこのフォーラムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。

2 準会員は、会員総会における議決権を保有しないが、各部会の活動に参加すること、及びこのフォーラムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。

3 会員は、本定款及び会員総会、幹事会の議決を遵守しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が定める所定の様式の退会届を原則として退会の1ヶ月前までに届け出ること、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) このフォーラムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第11条 このフォーラムには、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名

- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 顧問及びオブザーバー 必要に応じ若干名

(選任等)

第 12 条 代表は会員総会において選出される。

- 2 副代表は代表の指名によって選任される。
- 3 幹事は代表が会員の中から選任する。
- 4 監事は代表の指名によって選出され、総会において承認される。
- 5 顧問及びオブザーバーは必要に応じ代表の指名によって選出され、総会において承認される。

(職務)

第 13 条 代表は、このフォーラムを代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 代表、副代表、幹事は、幹事会を構成し、この定款の定め及び会員総会の議決に基づき、このフォーラムの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) このフォーラムの財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、このフォーラムの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、会員総会を招集すること。
 - (5) 幹事の業務執行の状況又はこのフォーラムの財産の状況について、幹事に意見を述べ、若しくは幹事会の招集を請求すること。

(任期)

第 14 条 代表、副代表及び幹事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した幹事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 幹事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 15 条 幹事が次の各号の一に該当するに至ったときは、幹事会の審議を経て、代表がこれを解任することができる。この場合、その幹事に対し、解任する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他幹事としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第 16 条 このフォーラムの事務処理のため事務局及び事務局員を置く。

2 このフォーラムは、幹事会の議決による承認を得て、事務局機能を外部に委託することができる。

3 事務局員は、代表が任命する。

第 4 章 会員総会

(種別及び構成)

第 17 条 このフォーラムの会員総会は会員をもって構成され、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(開催)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 通常総会は、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算等についての承認を行う。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 幹事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 3 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 19 条 会員総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 会員総会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第 21 条 会員総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 22 条 会員総会における議決事項は、第 19 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、書面による表決者または表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

4 会員総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第 5 章 幹事会

(構成)

第 23 条 幹事会は、代表、副代表、幹事、をもって構成する。

(権能)

第 24 条 幹事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員総会に付議すべき事項。
- (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行又は運営に関する事項。

(開催)

第 25 条 幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 幹事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 26 条 幹事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 幹事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第 28 条 幹事会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 幹事会の議事は、幹事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各幹事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した幹事は、幹事会に出席したものとみなす。

4 幹事会の議決について、特別の利害関係を有する幹事は、その議事の議決に加わることができない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 30 条 このフォーラムの資産は代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 31 条 このフォーラムの事業計画及びこれに伴う収支予算は、幹事会が作成し、会員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 32 条 このフォーラムの事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、幹事会が作成し、監事の会計監査を受け、会員総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 33 条 このフォーラムの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 他団体との関係

第 34 条 このフォーラムは必要に応じて他団体とリエゾン関係を結ぶことができる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 35 条 このフォーラムが定款を変更しようとするときは、会員総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 36 条 このフォーラムは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 会員の欠乏
- (4) 破産・合併

2 前項第 1 号の事由によりこのフォーラムが解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 37 条 このフォーラムが解散したときに残存する財産は、会員総会において議決したものに譲渡するものとする。

第 9 章 雑則

(機密保持)

第 38 条 このフォーラムの成果に係る知的財産権の取り扱いについては、その都度、その

成果に貢献した会員が事前に協議した上で決定し、幹事会に通知する。

2 このフォーラムの活動において会員が提供・開示する情報は、公知の情報として扱う。
但し、別途締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

3 このフォーラムの活動により得られた成果を利用する場合は、利用者の責任において利用するものとし、成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、このフォーラムは一切の責任を負わない。

(細則)

第 39 条 この定款の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この定款は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。